

＜緊急事態宣言時の措置＞

患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、政府が緊急事態宣言を行ったときは、直ちに区対策本部を設置する。

緊急事態宣言時には、国の基本的対処方針及び都行動計画に基づき、都知事により施設の使用や催物の制限をはじめとした措置が講じられるため、区対策本部は都対策本部と連携・協力して対策を実施する。

区内の新型インフルエンザ等の感染拡大状況により、新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部を行うことが困難となった場合には、特措法第 38 条に基づき、都に対し事務の代行を要請する。

また、必要に応じて特措法第 39 条に基づく他の区市町村への応援の要請及び第 40 条に基づく都への応援の要請の規定の活用を検討する。

なお、政府が緊急事態を解除した場合は、区対策本部を廃止する。

1 感染拡大防止

(1) 緊急事態宣言時の施設の使用及び催物の制限等の考え方

都知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号。以下「政令」という。）第 11 条による施設の区分ごとに、新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点等を踏まえ、特措法第 24 条及び第 45 条に基づく感染拡大防止に関する措置の対象、期間及び内容について、必要最小限となるよう総合的に判断した上、決定する。

○区分 1 施設 これまでの研究により感染リスクが高い施設

⇒ 特措法第 45 条に基づき、使用制限も含めて最優先で要請・指示し、その旨を公表する。

- ア 学校（ウに掲げるものを除く。）
- イ 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

○区分 2 施設 社会生活を維持する上で必要な施設

⇒ 特措法第 24 条に基づき、使用制限以外の措置について協力の要請を行う。

- （ 病院、食料品店（百貨店の食品売場を含む。）、ドラッグストア、銀行、工場、事務所、公共交通機関等 ）

○区分3施設 運用上柔軟に対応すべき施設

⇒ できる限り特措法第24条に基づき、使用制限以外の措置について協力の要請を行う。感染拡大の状況に応じ、必要な場合には、特措法第45条に基づき、使用制限も含めて要請・指示し、その旨を公表する。

(ウからスまでは、建築物の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの)

ウ 大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）、各種学校その他これらに類する教育施設

エ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

オ 集会場又は公会堂

カ 展示場

キ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料等その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるもの売り場を除く。）

ク ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）

ケ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

コ 博物館、美術館又は図書館

サ キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

シ 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

ス 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

セ ウからスまでに掲げる施設であつて、1,000㎡を超えないもののうち、厚生労働大臣が定めて公示するもの

(2) 措置の内容

都知事から施設の管理者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対して、感染拡大防止のための措置が要請される。要請される措置の内容は、発生時に国が策定する基本的対処方針や、発生した新型インフルエンザ等の病原性及び感染力に応じて、次に掲げる措置から、感染拡大防止と社会経済活動の維持のバランスを鑑みて選択したものとなる。

○施設の使用の停止（特措法第45条）

○感染防止のための入場者の整理（政令第12条）

○発熱等の症状のある者の入場禁止（政令第12条）

○手指の消毒設備の設置（政令第12条）

○施設の消毒（政令第12条）

○マスクの着用など感染防止策の入場者への周知（政令第12条）

○その他厚生労働大臣が公示するもの

(3) 実施方法

○ 都民

都知事は特措法第45条に基づき、都民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（区市町村単位、都内のブロック

単位等) とする。

○ 区分1施設（これまでの研究により感染リスクが高い施設）

都知事は特措法第45条に基づき、学校、保育所、通所の福祉施設等（政令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、都民の生命・健康の保護、都民生活・経済活動の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

○ 区分3施設（運用上柔軟に対応すべき施設）

都知事は特措法第24条に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。

特措法第24条の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（政令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。特措法第45条の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、都民の生命・健康の保護、都民生活・経済活動の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条に基づき、指示を行う。

特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

2 予防接種

区は、国の基本的対処方針を踏まえ、区民に対し、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

3 医療

医療機関、医薬品若しくは医療機器の製造販売業者又は販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。

区域内の医療機関が不足した場合、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、都が臨時の医療施設を設置する。設置にあたっては、区は都と連携・協力して、区民への医療の提供を確保する。

4 区民生活及び経済活動の安定の確保

(1) ライフラインの確保等

電気、ガス、運輸及び通信等のライフライン関係事業者をはじめとする指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。

登録事業者は、医療の提供並びに区民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の継続

的な実施に向けた取組を行う。

都及び指定（地方）公共機関が実施する措置に関して、特に調整が必要な場合には、特措法第 36 条に基づき、区対策本部長は都対策本部長に対し、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請する。

また、区民に対して、感染が拡大した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性への理解と協力を呼び掛ける。

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

区民生活及び事業活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、都と連携して、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

また、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、区民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、各相談窓口に寄せられた区民からの相談や情報を、対策本部で情報共有し、必要な対策を講じる。

(3) 要援護者への生活支援

在宅の高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(4) 埋葬・火葬の特例等

ア 遺体収容施設の確保等

都と連携して、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、都からの要請を受け、一時的に遺体を収容する施設等を直ちに確保し、臨時遺体安置所を設置する。

万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、都から火葬場の火葬能力に関する最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

イ 手続き等の特例

埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの区市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられる。

この場合において、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

(5) 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等

国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当

該新型インフルエンザ等緊急事態に対する適用が指定された場合は、適切に対応する。

(6) 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資

政府系金融機関等が、中小企業等の業者の経営の安定に必要だと考えられる場合に、特別な融資を実施するなどの措置を実施する場合は、事業者へ周知するなど適切に対応する。

(7) 犯罪の防止

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りの徹底を関係機関に求める。